

品川区介護保険料の徴収猶予および減免の事務取扱要綱

制定	平成12年6月30日	区長決定	要綱第16号
改正	平成21年3月31日	部長決定	要綱第230号
改正	平成27年3月31日	部長決定	要綱第291号
改正	平成28年3月31日	部長決定	要綱第97号
改正	令和8年3月31日	区長決定	要綱第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区介護保険制度に関する条例（平成12年品川区条例第19号。以下「条例」という。）第21条に規定する介護保険料の徴収猶予および条例第22条に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）の減免に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減免 減額または免除をいう。
- (2) 徴収猶予等 徴収猶予または減免をいう。
- (3) 実収月額 被保険者およびその者の属する世帯の世帯員を単位として年金、給与（各種手当含む。）、恩給、年金、家賃、仕送り、事業収入その他収入の合算額から、所得税、住民税、社会保険料その他必要と認める経費を控除した金額をいう。
- (4) 基準生活費 被保険者およびその者の属する世帯の世帯員を単位とした生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）のうち、收容保護施設基準額、期末一時扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助および放射線加算を除いた各基準額の100分の115に相当する金額をいう。
- (5) 預貯金 株式等の有価証券および金・銀（積立購入や投資信託含む。）等の購入先口座残額によって時価評価額が容易に把握できる貴金属から負債額（借入金、住宅ローン等）を控除した金額をいう。

(徴収猶予等の要件)

第3条 区長は、被保険者が一時的に生活困難となった場合は、納付義務者が資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活困難な状況が著しいと認められるときは、納付義務者の申請により、条例第21条第1項または第22条第1項に基づき、区長が必要と認める被保険者の保険料の徴収猶予等を行うことができる。

(申請の手続)

第4条 納付義務者は、徴収猶予等を受けようとする場合には、あらかじめ介護保険料徴収猶予申請書（第1号様式）または介護保険料減免申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して、区長に申請するものとする。

- (1) 世帯員の所得および資産に関して証明する書類

- ア 年金受給者については、年金受給額を証明する書類
 - イ 事業所に勤務している者については、給与証明書
 - ウ アおよびイ以外の者については、確定申告書等
 - エ 預貯金および資産を証明する書類
- (2) 世帯員に医療費が生じている場合にあつては、医療費支払明細書等の医療費の自己負担額が分かる書類
 - (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（以下、「障害者手帳等」という。）が交付されている者については、障害者手帳等
 - (4) 家賃、地代等が発生している場合にあつては、家賃、地代等の負担額が分かる書類
 - (5) 条例第 21 条第 1 項第 1 号に該当する場合にあつては、り災証明書
 - (6) 条例第 21 条第 1 項第 2 号に該当する場合にあつては、診断書
 - (7) 条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当する場合にあつては、失業、廃業等を証明する書類
 - (8) 条例第 21 条第 1 項第 4 号に該当する場合にあつては、当該事由を証明する書類
- 2 前項の申請手続きは、条例第 21 条第 1 項各号の要件に該当してから 3 カ月以内であり、かつ、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付月の支払日前 7 日までに、区長に申請しなければならない。ただし、区長が該当日までに徴収猶予等の申請を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、当該日が経過した後においても徴収猶予等の申請を行うことができる。
- 3 条例 21 条第 1 項第 1 号に該当する場合は、第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類の提出を不要とする。

（申請書の調査）

第 5 条 区長は、前条の申請があつた場合には、申請の内容が事実と相違ないことを調査し確認するため、納付義務者に対し、文書その他の物件の提出または提示を求め、当該世帯の資産、経済状況等について質問することができる。

（災害による損害を受けた場合の保険料の徴収猶予の認定）

第 6 条 区長は、第 4 条の規定による申請を受けたときは、条例第 21 条第 1 項第 1 号に規定する災害により次条第 2 項および第 3 項に該当する被保険者のうち、徴収時期を変更することにより納付が可能となると認められるものに対し、保険料の徴収猶予を行う。

2 前項の徴収猶予は、6 月以内の期間に限って行うものとする。

（災害による損害を受けた場合の保険料の減免の認定）

第 7 条 区長は、第 4 条の規定による申請を受けた場合は、条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、災害により被保険者が次の表の左欄に掲げる区分に該当することとなった場合は、同表の右欄の割合を減免する。

事 由	減免割合
死亡した場合	10 分の 10

障害者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者をいう。）になった場合	10 分の 9
---	---------

- 2 納付義務者が所有し、かつ、居住する住宅または家財につき、災害により受けた損害の金額がその住宅または家財の価格の 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のときは、次の表の左欄に掲げる被保険者および被保険者が属する世帯の申請があった日の属する年度の保険料算定の基となった年の合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の区分ごとに、同表右欄に掲げる割合を減免する。

合計所得金額	減免割合
500 万円以下の場合	2 分の 1
500 万円を超え 750 万円以下の場合	4 分の 1
750 万円を超え 1,000 万円以下の場合	8 分の 1

- 3 納付義務者が所有し、かつ、居住する住宅または家財につき、災害により受けた損害の金額がその住宅または家財の価格の 10 分の 5 以上のとき、次の表の左欄に掲げる被保険者および被保険者が属する世帯の申請があった日の属する年度の保険料算定の基となった年の合計所得金額の区分ごとに、同表右欄に掲げる割合を減免する。

合計所得金額	減免割合
500 万円以下の場合	10 分の 10
500 万円を超え 750 万円以下の場合	2 分の 1
750 万円を超え 1,000 万円以下の場合	4 分の 1

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、災害により受けた損害金額の全財産に対する割合を確認し難い場合における減免の認定に当たっては、次の各号に掲げる基準によるほか、浸水時間その他の実情を総合勘案のうえ認定する。

- (1) 損害の程度が「10 分の 3 以上 10 分の 5 未満」に該当するもの
 - ア 羽目板、壁、屋根等の 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満の滅失または損壊したもの
 - イ 床上浸水 0.6 メートル以下のもの
- (2) 損害の程度が「10 分の 5 以上」に該当するもの
 - ア 建物が著しく傾斜したもの
 - イ 羽目板等の 10 分の 5 以上を滅失または損壊したもの
 - ウ 床上浸水 0.6 メートルを超えるもの
- (3) 床上浸水であるが、地下等に損害があったもの
損害程度を調査（事情聴取等）し、「10 分の 3 以上 10 分の 5 未満」に該当するものと判断したもの
- (4) 自己の居住する住宅には損害を受けなかったが、店舗、アパート等に被害を受けたもの
原則として減免は行わない。ただし、収入のほとんどが不動産所得で、アパート等

の被害により生活が困難になったものについては、別途に審査して減免を行う。

(災害による損害を受けた場合の減免の期間)

第8条 災害による損害を受けた場合の減免の期間は、原則として災害を受けた日以後の最初の普通徴収の納期限（特別徴収の場合においては、特別徴収対象年金給付の支払日）から、当該日の属する年度の末日を納期限とする。ただし、区長が必要と認める場合は、災害を受けた日から1年以内に納期限が到来する保険料額を減免することができる。

(災害による損害を受けた場合の減免額の算出)

第9条 災害による損害を受けた場合の減免額は、前条の期間内に納期限が到来する該当年度の保険料の額に減免割合を乗じて算出する。

(収入の減少による場合の保険料の徴収猶予の認定)

第10条 区長は、第4条の規定による申請を受けた場合は、条例第21条第1項第2号から第4号までの規定に該当する被保険者のうち、徴収時期を変更することにより納付が可能となると認められるものに対し、保険料の徴収猶予を行う。

(収入の減少による場合の保険料の減免の認定)

第11条 区長は、条例第22条第1項第2号から第4号までの規定に該当する被保険者で第4条の規定による申請をしたものについて、当該世帯の実収月額と基準生活費とを比較して次のとおり保険料の減免の認定を行うものとする。

(1) 実収月額が基準生活費を超えない場合は、月額保険料の全額を徴収猶予等する。この場合における算式は次のとおりとする。

(算式) 実収月額 ≤ 基準生活費

(2) 実収月額が基準生活費を超える場合は、超えた額を月額保険料から除いた額について減免する。この場合における算式は次のとおりとする。

(算式) 実収月額 - 基準生活費 = 保険料充当額

保険料賦課額 - 保険料充当額 = 保険料を減額する額

2 前項の規定にかかわらず、当該世帯における預貯金の合計が300万円を超えるときは、収入の減少による場合の減免の認定は行わない。

(収入の減少による場合の減免の承認期間の算定および対象保険料)

第12条 収入の減少による場合の介護保険料の減免は、納付義務者の申請により、6月以内の期間に限って行うものとする。なお、申請時点で当該申請日の属する年度の保険料支払月の残りが6月に満たない場合は、当該申請日の属する年度の保険料の年額から減免の月数に相当する額を減免する。

(刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁または収容された場合の保険料の減免)

第13条 被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁または収容された場合、拘禁または収容が開始された月から当該拘禁または収容が解かれた月の前月までの保険料を減免することができる。

(同一の理由による徴収猶予等の承認)

第14条 同一の理由による徴収猶予等の承認は1回限りとする。

(承認の通知等)

第15条 区長は、徴収猶予等を承認したときは、介護保険料徴収猶予（承認・不承認）決定通知書（第3号様式）または介護保険料減免（承認・不承認）決定通知書（第4号様式）により、速やかに納付義務者に通知するものとする。ただし、徴収猶予等の申請が当該年度の保険料の賦課決定前に行われた場合、減免可否の通知は当該申請に係る年度の保険料の賦課決定後に行うものとする。

2 区長は、徴収猶予を承認した納付義務者に対しては、当該徴収猶予された介護保険料の納付計画に基づき、これを確実に納付するよう指導する。

(要件消滅の届出)

第16条 第6条の規定により徴収猶予等の承認を受けた者が、その理由が消滅した場合においては、その旨を区長に届け出なければならない。

(徴収猶予等の取消し)

第17条 区長は、徴収猶予等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その処分を変更し、または取り消すとともに、その旨を納付義務者に通知するものとする。この場合において、区長は、当該保険料の全部または一部について、徴収することができる。

(1) 資力その他の事情に変更があったため、徴収猶予等を行う必要がなくなったと認められるとき。

(2) 保険料の納入を不正に免れようとする行為があったとき。

(適用除外)

第18条 次のいずれかに該当する場合には、徴収猶予等の対象としないものとする。

(1) 納付義務者の属する世帯に、当該世帯の居住の用に供せられるものまたは事業に供せられるもの以外に、不動産を所有している者がいるとき。

(2) 就業していないことについてやむを得ない事情があると認められないにもかかわらず、就業していない65歳未満の納付義務者がいるとき。

(3) 被保険者が給付制限を受けているときまたは給付制限基準に該当しているとき。ただし、承認を受けた納付計画に基づき保険料の納入を行っている場合は、この限りでない。

(4) 被保険者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者であるとき。または条例第13条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イおよび第16号イの適用を受けているとき。

(5) 被保険者が住民税の申告を行っていないとき。

(6) 保険料を滞納している者。ただし、未納分の保険料の納付を誓約した者であって、納付の見込みがあると区長が特に認めたものについては、この限りではない。

(委任)

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式(第4条関係)

介護保険料徴収猶予申請書

品川区長あて

次のとおり

年度分介護保険料の徴収猶予を申請します

申請年月日		年	月	日
申請者氏名		本人との関係		
申請者住所 電話番号	(電話番号)			
被 保 険 者	被保険者番号	0 0 0		
	フリガナ	主たる生計維持者の氏名		
	氏名			
	住所 電話番号	(電話番号)		
徴収猶予申請をする、 期別および保険料額	普徴 特徴	年度第	期 ~ 第	期 期 期 期
				保険料額 円
申請理由				

上記の徴収猶予申請について下記のとおり決定する。

決定区分 (① 徴収猶予 ② 不承認)				
徴 収 猶 予	徴収猶予申請賦課総額	徴収猶予始期		徴収猶予終期
理由 品川区介護保険制度に関する条例第21条第1項の、 第(1 ・ 2 ・ 3 ・ 4)号に該当				
決 裁	課長	文書取扱主任	介護保険料係長	係員
調査事項は、別紙(保険料徴収猶予調書)のとおり				
受付年月日	受付員	調査年月日	調査員	審査年月日
年 月 日		年 月 日		年 月 日
				決定年月日
				年 月 日

第2号様式(第4条関係)

介護保険料減免申請書

品川区長あて

次のとおり 年度分介護保険料の減免を申請します

申請年月日		年	月	日
申請者氏名		本人との関係		
申請者住所 電話番号	(電話番号)			
被 保 険 者	被保険者番号	0 0 0		
	フリガナ	主たる生計者の氏名		
	氏名			
	住所 電話番号	(電話番号)		
減免申請をする、 期別および保険料額	普徴 特徴	年度第 年度第	期 ~ 第 期 ~ 第	期 期 保険料額 円
申 請 理 由				

上記の減免申請について下記のとおり決定する。

決定区分 (① 免除 ② 減額 ③ 不承認)			
減 免	減免申請賦課総額	減免する額	減免後の納付額
理由 品川区介護保険制度に関する条例第22条第1項の、 同条例第21条第1項第(1・2・3・4)号に該当			
決 裁	課長	文書取扱主任	介護保険料係長 係員
調査事項は、別紙(保険料減免調書)のとおり			
受付年月日	受付員	調査年月日	調査員
年 月 日		年 月 日	
		審査年月日	決定年月日
		年 月 日	年 月 日

様

品川区長

介護保険料徴収猶予承認通知書

年 月 日付で申請のあった介護保険料の徴収猶予については、下記のとおり決定しましたので、この旨通知します。

被保険者番号	
徴収猶予する期間	年 月 日から 年 月 日まで
徴収猶予する保険料	年度第 期 円から 年度第 期 円
	合計金額 円
該 当 条 項	品川区介護保険制度に関する条例第21条1項 号に該当

審査請求および取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-4293）に対し審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

品川区長

介護保険料徴収猶予不承認通知書

年 月 日付で申請のあった介護保険料の徴収猶予については、下記のとおり決定しましたので通知します。

本申請について不承認とする。	
被保険者番号	
理 由	1 実収入額が基準生活費を上回るため、生活困難と認定できず。 2 その他

審査請求および取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-4293）に対し審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

品川区長

介護保険料減額・免除承認通知書

年 月 日付で申請のあった介護保険料の減額・免除については、下記のとおり決定しましたので、この旨通知します。

被保険者番号			
	保険料賦課額	減額・免除額	減免後の納付額
年度	円	円	円
年度	円	円	円
該当条項	品川区介護保険制度に関する条例第22条第1項による第21条第1項第 号に該当		

審査請求および取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-4293）に対し審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

品川区長

介護保険料減額・免除不承認通知書

年 月 日付で申請のあった介護健康保険料の減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

本申請について不承認とする。	
被保険者番号	
理由	1 実収入額が基準生活費を上回るため、生活困難と認定できず。 2 その他

審査請求および取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-4293）に対し審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。